

新潟県条例第10号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進) 第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第17項</u> に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。)及び騒音の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)	(自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進) 第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第16項</u> に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。)及び騒音の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例(平成17年新潟県条例第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公表) 第14条 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。 (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。) <u>第18条の18第1項又は第2項</u> の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき 法第18条の14の特定粉じん排出等作業に係る規制基準(次号において「基準」という。)に適合しない作業が行われるおそれがある旨 (2) 知事が、 <u>法第18条の21</u> の規定による命令をしたとき 基準に適合しない作業が行われている旨 (3)・(4) (略)	(公表) 第14条 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。 (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。) <u>第18条の16</u> の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき 法第18条の14の特定粉じん排出等作業に係る規制基準(次号において「基準」という。)に適合しない作業が行われるおそれがある旨 (2) 知事が、 <u>法第18条の19</u> の規定による命令をしたとき 基準に適合しない作業が行われている旨 (3)・(4) (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。